

和泉市環境未来共創金条例（素案）の概要について

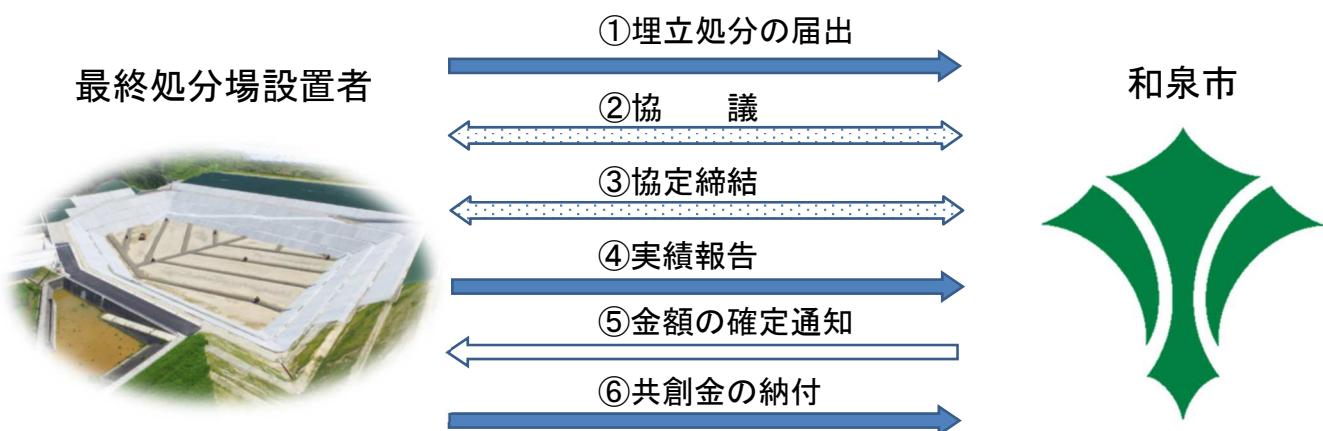
1 背景と目的

本市には、大阪府内で唯一、民間事業者が設置する産業廃棄物の管理型最終処分場が立地しており、和泉市特有の環境リスク（例：最終処分場で発生する臭気等）を抱えています。一方、産業廃棄物の最終処分場は、適正な処分を行うことを大前提として、都道府県等（本市の場合は、大阪府）が、法律に基づき審査を行い、許可しています。

しかし、環境リスクそのものは存在していることから、市域内に産業廃棄物の最終処分場を設置した事業者（以下「最終処分場設置者」）からの納付金（「（仮称）和泉市環境未来共創金」）制度を創出し、和泉市環境未来共創金を環境政策に活用することで、持続可能なまちづくりの実現を図ります。

2 制度の概要

- (1) 納付額 埋立処分した産業廃棄物の総重量1トンあたり1,000円
(2) 手続きのイメージ



3 施行

条例案が可決されたのち速やかに施行

4 経過措置

- (1) 施行日以後に行われる埋立処分について適用
(2) この条例の施行の際、現に埋立処分を行っている最終処分場設置者については、施行日に埋立処分業務を開始しようとする者とみなして、この条例の規定を適用

5 今後のスケジュール（予定）

- 令和8年1月 パブリックコメントの募集
- 令和8年2月 パブリックコメント結果の公表
- 令和8年和泉市議会第1回定例会に条例案を提案